

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年2月28日午後2時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番 井澤 茂治	4 番 森本 豊
5 番 藤村 絹子	7 番 草嶋 邦子
8 番 山本 千恵子	9 番 井上 和也
10 番 田中 安弘	11 番 森島 隆詞
15 番 山本 功	16 番 杉嶋 秀美
17 番 新司 吉行	18 番 岩井 三郎
19 番 太田 廣之	

4、欠席した委員は次のとおりです。

3 番 松尾 清敏

5、出席を要しなかった農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2 番 野秋 博史	6 番 中川 茂成
12 番 米澤 貞幸	13 番 中村 正
14 番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 岡本 匡志  
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第4号	令和3年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

8、署名委員

9 番 井上 和也	10 番 田中 安弘
-----------	------------

9、閉会の日時

令和4年2月28日午後3時10分

## 審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第3回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

なお、3月6日まで京都府にまん延防止等重点措置の適用が延長されたことを受け、2月総会に引き続き、本総会におきましても農地利用最適化推進委員は、全員出席を取り止めていただいておりますので、ご理解願います。

さて、委員の皆様には、お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何卒よろしく願いいたします。

本日の署名委員は、9番井上和也委員、10番田中安弘委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、2月総会において「報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について（小作権の合意解約）」で報告しました農地であります。

1ページに戻っていただき、2番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。

1ページに戻っていただき、3番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

現地は所有者が所在不明で荒廃地となっておりましたが、住宅地に隣接した場所で苦情もあり、地区役員で調査されたところ相続人が判明し、出来れば処分したいということで、地区としては周辺の農地所有者に購入を打診し、今回購入されることになりました。

現在は苦情の件もあり、購入予定者の方で除草及び雑木の伐採をしていただいたところですが、

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相

当と考えております。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 1 番については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤 村 5 番、藤村です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、2月22日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。2 番については、地区担当委員の田中委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 10 番、田中です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、2月22日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。3 番については、推進委員の野秋委員が現地確認を行っておられますが、まん延防止等重点措置の適用が延長されたことを受け、本日、農地利用最適化推進委員は、全員出席を取り止めていただいておりますことから、野秋委員より補足説明をいただいておりますので、代読いたします。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、2月22日、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局の説明のとおり除草及び雑木の伐採もされ、適正に管理されておりました。

譲受人は、耕作面積も十分あり、当該農地についても今後、適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長        それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長        何かご質問等ございませんか。

議 長        異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長        それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長        ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長        次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
を議題とします。

事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局        5ページをお開きください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
でございます。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地域内にある農地以外の農地の内、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で第2種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

従いまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長        この件については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 本        4番、森本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、2月21日、岡本局長と申請のありました現地を確認しました。

現地は事務局からの説明どおり、申請者所有の資材置場及び駐車場が手狭になったことからの転用で、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の  
意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題とします。  
事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。

議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、でございます。1番で  
ございます。

【 提案説明 】

続いて8ページでございます。

場所については9～11ページの地図のとおりです。

相続税の納税猶予とは、農地等を相続した際に課税されるべき納税額を一定の要件の  
もとに猶予されるもので、特例を受けるための相続人の人的要件である、引き続き農業  
経営を行うことを証明するものが適格者証明になります。

当該相続人については、引き続き農業経営を行うことに問題ないと思われま

す。  
以上です。

議 長 この件については、推進委員の野秋委員が現地確認を行っておられますが、先程と同  
様、野秋委員より補足説明をいただいておりますので、代読いたします。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、2月22日、上村専門員と申請  
のありました現地を確認しました。

現地は農地として十分に管理及び耕作されている状況でありました。

位置的にも相続人の自宅に近く管理しやすい場所でもあり、今後も営農継続が見込ま  
れますので、地元担当委員としてなんら問題ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、適格者として証明して問題なしと思われる方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第3号については、適格者として証明することに決定いたします。

議 長 議案第4号、令和3年度農用地利用集積計画（第11次）の決定についてを議題とします。

まず1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、森本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

それでは事務局、1番の議案の提案及び説明を願います。

事務局 12ページをお開きください。議案第4号、令和3年度農用地利用集積計画（第11次）の決定について、でございます。精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

13ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます、以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、1番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第4号の1番についての計画は議案どおり決定いたします。

森本委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 森本委員にお伝えします。議案第4号の1番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 それでは事務局、2番から11番までの議案の提案及び説明を願います。

事務局 13ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおりです。

13ページに戻っていただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については複数ページにまたがっており、21ページ、22ページの地図のとおりです。

14ページをお開きください。4番でございます。

経営状況については、3番と同じです。

場所については22ページの地図のとおりです。

14ページに戻っていただき、5番でございます。

【 提案説明 】

経営状況については、3番と同じです。

場所については23ページの地図のとおりです。

14ページに戻っていただき、6番でございます。

【 提案説明 】

経営状況については、3番と同じです。

場所については23ページの地図のとおりです。

15ページをお開きください。7番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおりです。

15ページに戻っていただき、8番でございます。

【 提案説明 】

経営状況については、7番と同じです。

場所については複数ページにまたがっており、26ページと27ページの地図のとおりです。

15ページに戻っていただき、9番でございます。

【 提案説明 】

経営状況については、7番と同じです。

場所については26ページの地図のとおりです。

16ページに戻っていただき、10番でございます。

【 提案説明 】

場所については25ページの地図のとおりです。

16ページに戻っていただき、11番でございます。

【 提案説明 】

場所については26ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議長 何かご質問等ございませんか。

議長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議長 それでは、議案第4号の2番から11番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第4号の2番から11番についての計画は議案どおり決定いたします。

議長 次に、報告第1号、非農地証明交付申請についてを報告します。事務局より報告願います。

事務局 30ページをお開きください。それでは報告第1号、非農地証明交付申請について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については31ページの地図のとおりです。

本件農地は、昭和20年頃に住宅を建築され、現在に至っているというもので、先日、会長、地区担当の森本委員及び上村専門員と現地確認しています。

以上です。

議長 この件については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森本 4番、森本です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、2月2日、太田会長、岡本局長、上村専門員と申請のありました現地を確認しました。

現地は調整区域の農用外であります。

約75年以上前から住宅が建築され、現在に至っています。

農地への復旧も困難であり、やむを得ないものと考えております。  
地元担当委員としては非農地として認定して問題ないものと考えます。  
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。  
事務局より報告願います。

事務局 32ページをお開きください。それでは報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については33ページの地図のとおりです。  
以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。  
事務局より報告願います。

事務局 34ページをお開きください。それでは報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、でございます。1番でございます。

【 内容報告 】

場所については35ページの地図のとおりです。  
以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。  
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議長

それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

4月7日木曜日13時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

それでは、次回の総会を4月7日木曜日13時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時10分